# 交通政策審議会海事分科会船員部会 第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

平成28年9月14日(水)

13:00 ~ 15:00

3号館10階第6会議室

- 1. 開 会
- 2. 議事

議題1. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

#### 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

### (公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学大学院海洋科学教授

野川 忍 明治大学大学院法務研究科教授

#### (関係船員を代表する委員)

平岡 英彦 全日本海員組合中央執行委員

和田 文男 全日本海員組合国内局国内部長

#### (関係使用者を代表する委員)

江口 清徳 野母商船(株) 常務取締役

黒瀬 康弘 商船三井フェリー(株)常務取締役 船舶部長

### 配布資料一覧

- 資料 1 海上旅客運送業最低賃金 (平成 8 年10月30日運輸省最低賃金公示第 6 号)
- 資料2 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料3 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

#### 海上旅客運送業最低賃金

平成8年10月30日 平成8年運輸省最低賃金公示第6号 一部改正平成9年10月31日 平成9年運輸省最低賃金公示第5号 一部改正平成10年11月2日 平成10年運輸省最低賃金公示第2号 一部改正平成13年11月1日 平成13年国土交通省最低賃金公示第2号 一部改正平成26年3月3日 平成26年国土交通省最低賃金公示第2号 一部改正平成26年11月20日 平成26年国土交通省最低賃金公示第4号 一部改正平成27年12月2日 平成27年国土交通省最低賃金公示第2号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船舶であって、旅客運送の 用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者(船員法第5条の規定に基づ き、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

- (1) 遠洋区域を航行区域とする船舶
- (2) 近海区域を航行区域とする船舶
- (3) 沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶(その航行区域が平水 区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている船舶 を除く。)
- 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員(船長を含む。以下同じ。)及び部員

- 4 前項の船員に係る最低賃金額(月額)
  - (1) 職員(事務部職員を除く。)

242,050円

(2) 事務部職員

187,950円

(3) 部員

180,600円

- 5 最低賃金に算入しない賃金
  - (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
  - (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
  - (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員 手当など
  - (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
  - (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる 賃金
  - (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則(平成27年国土交通省最低賃金公示第2号) この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

## 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度		最低賃金額				
十皮	職員	事務部職員	部員			
平成8年	234,350円	181,250円	169,450円			
平成9年	236,950円	183,250円	172,600円			
平成10年	238,050円	184,100円	175,800円			
平成11年	_	_	176,500円			
平成12年	_	_	177,050円			
平成13年	238,300円	184,200円	177,500円			
平成18年	_	_	_			
平成25年	239,250円	185,150円	178,250円			
平成26年	240,250円	186,150円	179,000円			
平成27年	242,050円	187,950円	180,600円			

#### 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。) 最賃額 242,050 (単位:円,%)

1. 順貝(事務部順貝を除く。)						取員領	242, 050		(単位:円,%)			
会 社 名	職名	基 本 給 (標 齢 給	初 任 額 ) 職 務 給	乗船手当等	フェリー手当	航海日当	その他	合 計	最賃額 との差	備 (航海日	考 当/月)	
A社	航・機士	224, 640	1, 700		7, 600	20, 040		253, 980	11, 930	個別協約	24. 00	日
B社	11	245, 080	3, 600		4, 650	15, 100		268, 430	26, 380	個別協約	20.00	日
C社	11	188, 330	55, 700			13, 395		257, 425	15, 375	大型CF	19.00	日
D社	"	188, 330	55, 700			14, 100		258, 130	16, 080	大型CF	20.00	日
E社	"	176, 500	55, 700			14, 100		246, 300	4, 250	大型CF	20.00	日
F社	"	220, 170	10, 000	37, 743				267, 913	25, 863	個別協約	-	日
G社	"	183, 260	55, 700			15, 510		254, 470	12, 420	大型CF	22. 00	日
H社	"	174, 810	55, 700			14, 805		245, 315	3, 265	大型CF	21. 00	日
I 社	II.	176, 500	55, 700			14, 805		247, 005	4, 955	大型 C F	21.00	日
J社	II.	174, 810	55, 700			12, 690	12, 240	255, 440	13, 390	大型 C F	18.00	日
K社	"	242, 350		24, 240		13, 400		279, 990	37, 940	中四旅客	20.00	日
L社	"	242, 350		24, 235		8, 400		274, 985	32, 935	中四旅客	20.00	日
M社	II.	174, 810	55, 700			14, 100		244, 610	2, 560	大型 C F	20.00	日
N社	"	220, 630		800	6, 517	15, 202		243, 149	1,099	個別協約	21. 56	日
O社	"	249, 850	3, 740	62, 470				316, 060	74, 010	個別協約	-	日
P社	11	235, 860	2, 500	9, 720		3,000	37, 210	288, 290	46, 240	個別協約	20.00	月
Q社	11	244, 220	1, 700			19, 090	6, 050	271, 060	29, 010	個別協約	23. 00	月
R社	11	254, 070	3, 610	7, 000	25, 000	14, 805		304, 485	62, 435	個別協約	21.00	日
S社	11	227, 810	8, 000	5, 500	3, 500	2, 500		247, 310	5, 260	個別協約	-	日

**2**. 事務部職員 最賃額 187,950 (単位:円,%)

会	社名	上	基 本 給 標 齢 糸	( 初 任 額 ) A 職 務 給	乗船手当等	フェリー手 当	航海 日 当	その他	合 計	最賃額 との差	備 (航海日	考  当/月)	
	A社	事務員(未経験)	168, 050	8, 760			14, 100		190, 910	2, 960	大型CF	20.00	日
	B社	IJ	168, 050	8, 760			14, 100		190, 910	2, 960	大型CF	20.00	日
	C社	IJ	180, 050	8, 760			14, 100		202, 910	14, 960	大型CF	20.00	日
	D社	IJ	225, 050		22, 510		13, 400		260, 960	73, 010	中四旅客	20.00	日
	E社	IJ	174, 810	8, 760			14, 100		197, 670	9, 720	大型CF	20.00	日
	F社	IJ	238, 410	3, 580	59, 610				301, 600	113, 650	個別協約	-	日
	G社	IJ	181, 260				16, 560	3, 800	201, 620	13, 670	個別協約	23. 00	日

3. 部 員

基本給(初任額)乗船手当等フェリー手航海日当 最賃額 名 職 会 社 その他 との差 (航海日当/月) 個別協約 24.00 日 A社 部員(未経験) 157, 790 8,920 15, 240 181, 950 1,350 B社. 12,700 個別協約 20.00 日 IJ 165, 310 4, 350 182, 360 1,760 大型CF 19.00 日 C社 IJ 8, 170 12,065 188, 285 7,685 168,050 大型CF 20.00 日 D社 IJ 8, 170 12,700 188, 920 8,320 168, 050 大型CF 20.00 日 E社 8,320 IJ 168,050 8, 170 12,700 188, 920 F社 IJ 168, 270 25,911 194, 181 13, 581 個別協約 -日 G社 大型CF 22.00 日 IJ 168,050 8, 170 13,970 190, 190 9,590 13, 335 大型CF 21.00 日 H社 IJ 174,810 8, 170 196, 315 15, 715 I 社 大型CF 21.00 日 IJ 168,050 8, 170 13, 335 189, 555 8,955 J社 IJ 168,050 8, 170 11,430 12, 240 199,890 19, 290 大型CF 18.00 日 中四旅客 20.00 日 K社 IJ 168, 350 16,840 10,300 195, 490 14,890 中四旅客 20.00 日 L社 IJ 168, 350 16,835 5,800 190, 985 10, 385 大型CF 20.00 日 M社. IJ 8, 170 12,700 188, 920 168,050 8,320 個別協約 21.56 日 N社 13,692 IJ 167, 150 800 4, 439 186,081 5, 481 O社 IJ 個別協約 日 168,040 3, 410 42,010 213, 460 32,860 個別協約 20.00 日 P社 IJ 168, 330 8,100 2,000 29, 328 207, 758 27, 158 Q社 IJ 181, 260 16,560 3,800 201,620 21,020 個別協約 23.00 日 R社 168, 350 3, 290 2,000 25,000 13, 335 211, 975 31, 375 個別協約 21.00 日 IJ S社 180,600 0 個別協約 -日 6,000 5,500 3,500 2,500 IJ 163, 100

最賃額

180,600

(単位:円,%)